

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項に基づき裾野市から提出された意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

また、この意見をこの公告の日から1月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

令和元年9月13日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ裾野店 裾野市佐野字村東1508-2ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社 駿東郡長泉町下長窪303-1 代表取締役 神尾啓治

3 意見に係る届出

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更

4 届出年月日

平成31年4月10日

5 意見の概要

騒音予測の結果、夜間に騒音レベルの最大値が基準値を超過する地点が散見される。隣接地に住宅があるため、駐車場や荷捌き施設で発生する騒音を最小限に抑えるよう努めること。

苦情が発生しないよう、低速による走行及びアイドリング中止看板を設置するなど、未然防止措置について検討されたい。